

れいわ ねんどおおたしでんりょく しょくりょうひんとうかかくこうとうじゅうてんしえんきゅうふきん
令和5年度太田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金について
（7万円／世帯）【※受付は終了しました】

ほんじぎょう でんりょく しょくりょうひんとう かかくこうとう えいきょう ふま え とく えいきょう おお
本事業は、電力・ガス・食料品等の価格高騰の影響を踏まえ、特にその影響が大き
い住民税非課税世帯に対して1世帯あたり7万円を支給するものです。【※受付は終了
しました】

たいしょうしゃ かきじょうけん がいとう せたい せたいぬし たいしょう
1. 対象者 下記条件のいずれにも該当する世帯の世帯主が対象です。

(1) 基準日（令和5年12月1日）において本市に住民登録のある者

(2) 世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税となった世帯

※課税者に扶養されている者のみで構成されている世帯は対象外となります。

※1世帯につき1度のみ支給いたします。

しきゅうがく せたい まんえん
2. 支給額 1世帯あたり7万円

しんせいほうほう
3. 申請方法

(1) 令和5年度太田市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）を口座振込で受給しており、基準日までに世帯に変更がなく、今回の重点支援給付金の対象となることが確認できている世帯

12月下旬から順次、支給決定通知書（ハガキ）を送付いたしますので、内容をご確認ください。

※支給決定通知書が送付できない場合については、下記の確認書を送付する予定です。

(2) 上記（1）に非該当だが、基準日時点で令和5年度住民税均等割非課税であることが確認できている世帯

1月下旬から順次、確認書（封筒）を送付いたしますので、内容をご確認いただき、必要事項の記入と必要書類を添付し、郵送してください。

(3) 上記(1)(2)のいずれにも非該当の世帯

※基準日以降に離別した方は給付金の対象となる可能性がありますので、給付金コールセンター(0276-49-5735)へご連絡くださいますようお願いいたします。

※基準日時点で、太田市で住民税の課税状況が確認できない方が含まれる世帯等については、上記書類を郵送することができません。

※令和5年度住民税の申告をしていない方は、申告後に非課税であることを確認し、ご連絡くださいますようお願いいたします。

※給付金の対象となられる方につきましては、給付金コールセンター(0276-49-5735)へご連絡くださいますようお願いいたします。

4. 申請期限 令和6年4月30日火曜日消印有効

5. 重点支援給付金に関するお問い合わせ先

給付金コールセンター：0276-49-5735

受付時間：午前9時から午後5時まで(土曜日・日曜日、祝日を除く)

6. 給付金の支給時期

確認書または申請書を受理した日から2～3カ月後が目安です。

※詐欺にご注意ください。

住民税非課税世帯に対する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金に関連した詐欺にご注意ください。

国や市区町村から、現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、手数料の振込を求めるとは絶対にありません。

不審な電話がかかってきたり、メールが届いたりしたら、最寄りの警察署や警察相談専用電話(#9110)などにご相談ください。

※本給付金は、所得税等の課税および差し押さえの対象とはなりません。

このページに関するお問い合わせ先

〒373-8718群馬県太田市浜町2番35号

太田市役所 福祉こども部 社会支援課 南庁舎2階

給付金コールセンター Tel : 0276-49-5735